

Juvenile Training School  
Juvenile Classification Home  
Sendai Regional Correction Headquarters

2022年7月号

vol. 91

仙台矯正管区少年施設広報誌

# はばたき



少年院・少年鑑別所  
法務教官・矯正心理専門職



## 特集：少年法等の一部を改正する法律について

成年年齢の引き下げに伴い、令和4年4月から少年法等の一部が改正！？何が変わったの？今まるとどう違うの？

巻頭言

東北少年院長 山本 宏一

「自立」とは、「繋がる」こと

施設の取組

東北少年院

「東北少年院における特定少年に対する処遇について」

施設の取組

青葉女子学園

「特定少年における職業指導について」

施設の取組

青森少年鑑別所

「特定少年に対する主権者教育」

施設の取組

秋田少年鑑別所

「特定少年を含む年長少年への秋田少年鑑別所の取組」

施設の取組

福島少年鑑別所

「福島少年鑑別所における特定少年等への健全な育成のための支援について」

# 巻頭言

## 「自立」とは、「繋がる」こと



東北少年院長

山本 宏一

「自立とは、誰にも頼らないことではなく、複数の誰かと細くても繋がることなのです。」

ある尊敬する警察官の方から教えてもらった、忘れられない言葉です。

少年たちは、少年院に收容されることで、社会との繋がりが切れることは間違いのないところですが、ただし、多くの少年は、社会で誰にも頼らないで生きてきた結果、少年院に入院してきます。そして入院後、担任をはじめとした多くの先生との出会いや触れ合い、個々の問題性に応じた指導等を通じて、「自分を大切に思ってくれる大人がいるんだ。」と頼っていい大人がいるんだ。」と知ります。集団生活の中で、自分ひと



りではうまくできないことも、仲間と一緒に取り組むことで達成できることを知ります。震災遺構の清掃等の社会貢献活動を通して、自分が誰かの役に立っている存在だと知ります。少年院で様々な取組を通じ、「心」が変化していきます。

当院は、手前味噌ではありますが、就労に向けた職業指導では、日本一と自負しております。電気工事士、自動車整備士、建築大工技能士等、就労に有利な資格、「技」を身に付けていきます。

規則正しい生活を送り、体育指導や運動を通じ、健康な「体」を取り戻していきます。

言わば、少年院は、少年たちが社会でバランスを崩した「心・技・体」を整える場所と言っても良いと思います。

でも、少年院で培った先生との繋がりがや自信は、少年院の中の世界だけでの出来事です。

少年院で勤務する私たちが願うことは、少年院内で上手に生活できることではありません。彼らが社会で再行せず、生き生きと生活していったほしいということなのです。



「自立」とは「誰かと繋がること」

これを少年たちに求めるためには、少年院という組織自体が、社会の様々な方々と繋がりを持つ必要があります。

少年たちの自立のために、私たちは一つでも多くの繋がりを必要としています。

まずは、実際に少年院を御覧いただき、少年法等改正後の特定少年に対する処遇をはじめとした「少年院の今」を感じてほしいと思っています。

少年院は、いつでも、皆さまをお待ちしております。

# 特集 少年法等の一部を改正する法律

## 社会情勢の変化

18歳及び19歳の者について、「社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場」

## 法制審議会（H29～R2）

法務大臣諮問第103号に対する答申  
「…典型的に未だ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在である…18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきである」

## 可決・成立（R3.5.21）

第204回通常国会で成立。  
令和4年4月1日施行。

## 経緯

国民投票の投票権年齢（平成一九年）、選挙権年齢の引き下げに係る法律（平成二七年）の成立に続き、平成三〇年、民法においても令和四年四月一日以降、**成年年齢を二〇歳以上から一八歳以上へ引き下げる旨の法律が成立しました。**

これを受け、「少年法等の一部を改正する法律（以下「本法」という）」は、一八歳及び一九歳の者が社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場となったことなどの社会情勢の変化を背景として、法務大臣からの諮問を受けた法制審議会が全会一致で採択した答申を踏まえ、法務省において立案されました。

## 改正の概要

令和四年四月一日から施行となった本法は、一八歳及び一九歳の者については、引き続き少年法の適用対象として、家庭裁判所に全件を送致し、原則として保護処分を行うという同法の基本的枠組みを維持する一方で、これらの者を「**特定少年**」として、その立場に応じた取扱いをするための特例規定が下図のとおり整備されました。

● **特定少年に対する保護処分**についての特例に関しては、

(1) 特定少年に対する保護処分は、「**犯情の軽重**」を考慮して**相当の限度を超えない範囲内**において「しなければならぬ」とされ、同様の理由から、いわゆる「**犯**」による特定少年に対する保護処分は除外されました。

何が変わったの？



### point

少年の保護処分決定は、非行事実のほか、「要保護性」（本人の資質や環境などから将来再び非行を行う危険性など）が重視されるが、特定少年については、行為そのものの責任・重さに、より比重が置かれることとなった。

### ○全件家裁送致の維持

「特定少年の特例」について規定  
（少年法第六二条ないし第六八条）

### ○原則逆送対象事件の拡大

対象に「死刑、無期又は短期一年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件」追加  
（少年法第六二条、第六三条）

### ○保護処分についての特例

(1) 「犯情の軽重」を考慮した処分決定、**犯の除外**

(2) 特定少年に対する保護観察処分

一 六月の保護観察

二 二年の保護観察  
二年の保護観察については、遵守事項に違反した場合に家裁の決定により、**一年以下の範囲内において少年院（第五種少年院）に收容**することができる。收容期間内であれば回数制限なし。

(3) 特定少年に対する**少年院送致**  
一 **三年を上限とする**「少年院に收容する期間」

二 收容継続を対象外、戻し收容ではなく**仮退院取消**  
（少年法第六四条）

### ○その他

・未決勾留日数の收容期間への算入

・付添人選任権の拡大

・検察官送致後の刑事事件の特例の除外

など

※犯情の軽重は当該犯罪の性質、態様、被害等の重さを意味し、犯した罪の責任の軽重を基礎付けるもの。

民法上は「成年」だけど少年法上は「18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる立場」として扱うのが「特定少年」なんだね。



仙台矯正管区マスコットキャラクター  
管クマちゃん

# 特集 少年法等の一部を改正する法律

## point

保護観察(社会内処遇)中の問題行動を振り返りつつ、前向きに取り組める動機付けとなる短期間集中的な教育を、少年院において受けた後に、保護観察を再開できるようにすることで、社会内処遇をより効果的なものとする枠組みができました。



何が変わったの？

種類	矯正教育課程	類型の概要	基準期間
第5種	保護観察復帰指導課程Ⅰ	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者のうち、その者の持つ問題性が比較的軽く、早期改善の可能性が大きい者	11週
	保護観察復帰指導課程Ⅱ	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者(保護観察復帰指導課程Ⅰに該当する者を除く。)	20週

(2) 二年の保護観察については、遵守事項に違反した場合には、保護観察の目的を達成するため、家裁の決定により、保護観察が中断され、一年以下の範囲内で第5種少年院に収容できることとされ、少年院での教育期間終了後は、保護観察が再開されることとなります。また、この「少年院に収容することができる期間」内であれば複数回の収容が可能です。  
この第5種少年院については、保護観察所との物理的な近接性を重視し、全ての少年院に設置されます。

## point

一般に、少年院の教育期間は基準期間をベースに、個人別矯正教育計画が策定され、成績に応じて期間が伸縮し、仮退院後は、20歳まで又は収容継続審判により家庭裁判所が決定した期間まで、保護観察を受けることとなります。

しかし、特定少年については、この保護観察期間も含めた期間が最初に言い渡され、この期間内であれば、仮退院後でも、取消による再収容が可能です。定められた期間内で社会復帰と改善更生に取り組むことが求められます。



何が変わったの？

(3) 特定少年に対しては、審判時に三年を上限とした「少年院に収容する期間」が言い渡されることとなりました。この期間内で少年院における施設内処遇及び仮退院した場合の社会内処遇(保護観察)を行うこととなります。  
また、保護観察中の遵守事項違反等により、仮退院を取り消す必要がある場合には、家裁決定による戻し収容の対象ではなく、地方更生保護委員会による仮退院取消という扱いとなり、少年鑑別所における指定鑑別を経て、収容する期間の上限内で少年院に収容します。

## 推知報道の禁止とは？

### point

少年法第61条

家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により、公訴を提起されたものについては、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であること推知することができるような、記事又は写真を新聞紙その他出版物に掲載してはならない。



よく「少年A」と表記されたりするのはそのためなんだね！

そのほか、特定少年については、  
●未決勾留日数(観護措置のため少年鑑別所に収容中の日数も含む)の全部又は一部を、少年院への収容期間に算入可能となり、  
●「付添人となろうとする弁護士」の依頼者に、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹が追加されたほか、  
●検察官送致決定後は、執行の分離や労務場留置の言渡し禁止などの規定の適用から除外されることとなりました。  
また、特定少年のときに犯した罪については、一般的に推知報道を禁止しつつ、公開の法廷で刑事責任を追究される立場となった場合には、その段階から推知報道の禁止を解除することとされました。

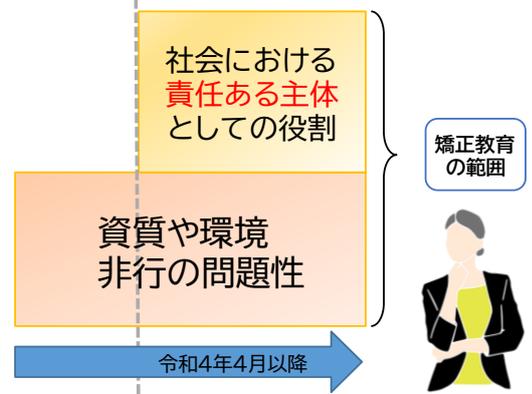
# 特定少年に対する少年院での矯正教育

**point**

特定少年については、「少年法の対象としつつ、18歳未満の少年とは異なる位置付けがなされたもの」だが、その特性はこれまでの18歳・19歳で少年院に入院してきたものと同様である。一方で、成年として「社会における責任ある主体」としての役割が求められます。

資質や環境、非行の問題性に焦点を当てた矯正教育という、これまで実践してきた教育をベースとして、特定少年に求められる社会のニーズに応じた教育が上乘せされるという形で、各種教育内容が策定されています。

特定少年の矯正教育イメージ



## 新たな教育プログラム

理解させる内容となっています。

○「社会人教育」では、家族、結婚、仕事、友人などを取り扱い、事例検討を通じて、社会人としての、家族やパートナーとの安定した関係性の築き方や、就労等の各種制度について

問題を取り扱っています。

○「法教育」ではルールに関する基本的な考え方や、民法上の成年となったことに鑑み、契約に関する事項、消費者トラブル、民事上の問題を取り扱っています。

指導の中核となるワークブック「大人へのステップ」は、大きく分けると「法教育」に関する単元と、「社会人教育」に関する単元の2本柱で構成されています。

特定生活指導
被害者の視点を取り入れた教育
薬物非行防止指導
性非行防止指導
暴力防止指導
家族関係指導
交友関係指導
成年社会参画指導

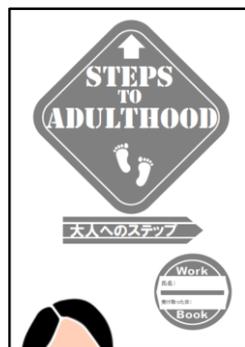
少年の非行、問題性等に応じて実施されている各種特定生活指導に加えて、「成年社会参画指導」という、社会の一員として生活していくための知識や心構えを身に着けることに焦点を当てた指導を実施します。

【成年社会参画指導】

【薬物事犯く大麻く】

近年、急増※している大麻使用歴を有する在院者に対し、大麻に関する正しい知識を付与することを目的とした統一的な教材は無いため、依存を前提とした薬物乱用防止プログラムによる指導には限界があります。

そのため、現在、矯正局において効果的な教材を作成中です。



法教育
単元1 「大人になる①」
単元2 「非行・犯罪について①」
単元3 「ルールについて」
単元4 「契約について」
単元5 「契約トラブルについて」
単元6 「訴訟について」

社会人教育
単元7 「家族について」
単元8 「結婚について」
単元9 「仕事について」
単元10 「友人について」
単元11 「非行・犯罪について②」
単元12 「大人になる②」

※令和2年の少年院新収容者のうち、非行時の大麻使用者は約18.9%である。

## 【特殊詐欺非行防止指導】

少年が関与している特殊詐欺のケース増加に伴い、特殊詐欺に特化した教育プログラムが作成されました。

ワークブックにおいては、家族・交友関係、情操教育のほか、金銭感覚に係る自己認識などの内容もあり、再犯に至らない環境づくりについても指導しています。

また、非行の影響や被害者の苦しみ・思いについて実感の伴う理解を促すため、被害者の方やそのご家族の声を直接在院者に伝えることができる視聴覚教材を、警察庁の協力を得て、矯正局において作成しました。



単元	内容
1	特殊詐欺について ・特殊詐欺の種類と実情 ・特殊詐欺の組織について 等
2	事件に関与した経緯を振り返る ・特殊詐欺に関与したきっかけを考える ・SNSを用いた誘い方とその特性 等
3	お金の価値と被害 ・金銭管理について ・被害者の方に与えた被害 等
4	被害者の方について考える ・被害者の方の声を聞く ・償いについて考える 等
5	社会生活を振り返る① ・事件を振り返る ・交友関係を振り返る
6	社会生活を振り返る② ・家族関係を振り返る ・自分の考え方を整理する
7	これからの生活を考える ・出院後の生活について ・償いに向けて 等

## 第5種少年院の処遇

第5種少年院は、保護観察の期間中に、必要に応じて少年院に収容し、社会内処遇への動機付けを図るためのものです。

## 【保護観察復帰プログラム】

動機付け面接による行動変容の理論に基づき、保護観察官、保護司、家族と協働し、保護観察を通じて更生することへの動機づけを高めていくためのプログラムです。保護局と共同で開発されたものであり、担当保護観察官等に関与してもらう単元もあります。

### 保護観察復帰プログラム RISE

単元	内容
1	今の自分 ・プログラム概要の理解
2	両価性とは？ ・保護観察中の生活を振り返る
3	私の大切なもの ・自身の価値を探る
4	ありたい自分 ・「ありたい自分」を明確化する
5	保護観察を受けるのはなぜ？ ・保護観察の意義を学ぶ
6	強みと資源 ・自身の強みや資源を明確化する
7	「ありたい自分」へのステップ ・保護観察期間の目標設定とそのための行動を考える
8	ハードルを越える ・保護観察復帰後の危機場面の想定と対処法を考える
9	私のロードマップ ・出院後の行動計画
10	新たな出発 ・更生への意欲

保護観察官等の参加

保護観察官等の参加

### 【保護観察所との連携】

個人別教育計画の策定・変更の際には、保護観察所の意見を求めること、通知を行うことなどのほか、成績評価についても通知することが規程されています。少年の在院中に保護観察への動機をより高められるよう、これまでよりも密な連携を図っていきます。



## 職業指導種目の発展的再編

出院後の幅広い進路選択を可能とする指導・支援を行うため、時代のニーズに対応した種目の設置や、社会とのつながりを意識した実践的な活動が行えるよう、職業指導種目の発展的な再編を行いました。与えられた作業をこなすだけの受動的な作業から、自発的自主的な目標設定を行い、自ら能動的に考え判断していく要素を取り入れた指導への転換を図りました。



# 成年社会参画指導

## 東北 少年院

### 単元5「契約トラブルについて」

当院は特殊詐欺に加担した在院者が多いことに加え、成人を迎え、自分名義のクレジットカードを持つことや借金ができると安易に考えている者が見受けられるため、詐欺の事例を検討させるのではなく、クレジットカード等の仕組みや自己破産について正しく理解させ、多重債務につながる安易な契約やトラブルを回避することの重要性に気付かせる内容としました。

### 単元3「ルールについて」

当院在院者は出院後自立する者が多いことから、より身近な事例(アパートでの一人暮らし等)を取り上げました。その中で「なぜルールは必要なのか」「なぜ自治会はあるのか」「民主主義や選挙の重要性は何か」について考えさせ、発表する場を設けることで気付きを促す内容としました。

「大人へのステップ」の内容変更



成人年齢引き下げによる変更点及び契約トラブルに関する視覚教材や副教材を数点準備し、試行のグループワークにおいて実際に使用し、授業への組み込み方について検討を重ねました。

副教材の検討及び準備

在院者を対象に、グループワークによる成年社会参画指導を開始しています。

模擬授業及びグループワークの実施

### リフレクティングとは?

話すことを外的会話、聴くことを内的対話と考え、話すことと、聴くことを行きつ戻りつしていきながら考えを深める対話方法です。

## 保護観察復帰指導課程

動機付け面接及びリフレクティングに関する職員研修の実施

在院者に対し、リフレクティングを用いた面接を順次実施して導入を図っております。リフレクティングは、問題への気付きやラポール形成にも有効に働いており、在院者の反応もよく、また実施してほしいと希望する者も多く見受けられます。

## 東北少年院における実際の処遇



昨年度から準備を進めていたことから、特定少年に対する処遇もスムーズに実施することができています。成年社会参画指導については、単元3の周辺プログラムとして「時事問題ディスカッション」を実施しています。これは、社会人として時事問題に関心を向けさせると共に、民主主義について考えを深めさせることをねらいとしております。現在は、多国間の戦争についてディスカッションを実施しております。ディスカッションを始める前は、遠い国の戦争としか捉えていなかった在院者も、正確な知識や情報を学び、ディスカッションを進めていく中、民主主義の危うさや選挙の重要性、更には自分自身の非行に重ね合わせて、真剣に考えながら発言する姿が見られるようになっていきました。

今回ご紹介した特定少年に対する当院における取組につきまして、実際の処遇を重ねることで更なる改善点や検討事項が出てくるかと思えます。今後も社会のニーズと在院者の更生を軸に、少年たちがひとりの責任ある社会人として少年院から巣立っていけるよう一層充実した処遇を展開していきたいと思えます。

# 製品企画科の取組

## 青葉 女子学園



当園では、本年4月に職業指導内容を再編し、農園芸作業を中心とする「アグリコース」と、手芸・裁縫作業等を中心とする「クラフトコース」を内容とする、「製品企画科」を新たに立ち上げました。特

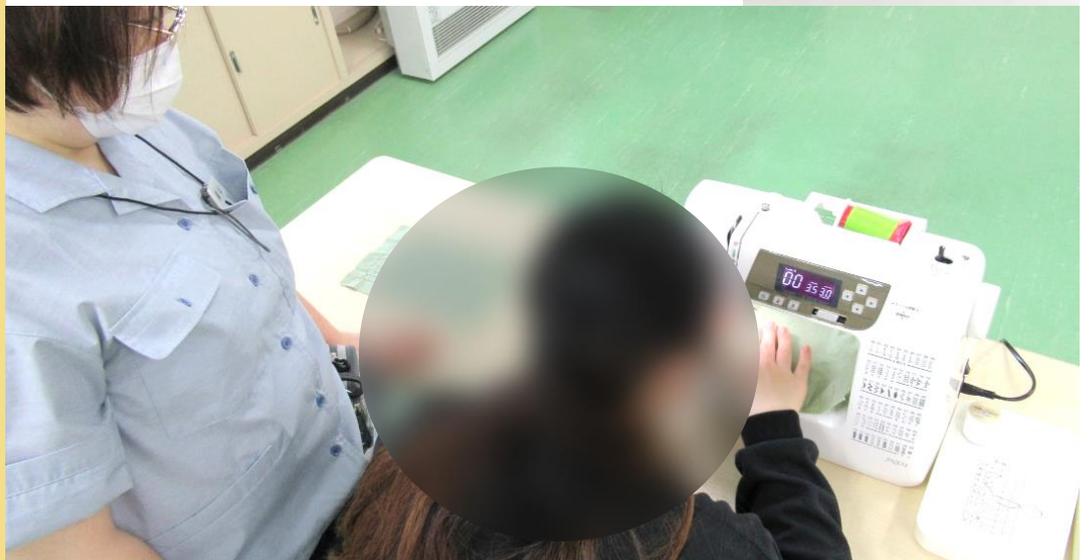
定少年については、成年として社会参加に必要な知識の付与が不可欠であることから、本科にもその多くが所属し、職業人として自立した生活を送るための専門的知識や技能の習得を目指します。

### アグリコース

ラベンダーやカモミールなどのハーブ類を栽培し、収穫した花きを、ポプリやドライフラワー等の商品に加工するまでの作業を行うコースです。導入に際しては、当地域で観光農園を運営している、「せんだい農業園芸センター」の職員に御協力いただき、栽培する苗の選定や土壌づくり等に関する指導を受けています。仙台の気候に合った品種選定など、栽培の難しさを感じながら作業を行っています。

### クラフトコース

手工芸の技術を身に付けるコースです。現在は、当園でこれまで実施してきたレース編みの技術を生かし、レースを使用したマスク作りを行っていますが、生徒は、慣れない裁ちばさみやミシンに四苦八苦しながらも熱心に取り組んでいます。今後は、アグリコースで製作したポプリ等の製品パッケージ作りなどにも取り組んでいく予定です。



↑ハーブ栽培に関する資料。初めての取組であるため、職員も日々勉強しています！

特定少年については、特に自主性や責任感の醸成が重要であることを踏まえ、製品の作成だけでなく、展示・販売方法等についても、生徒自身が考える取り組みを進めています。現在、関係機関との間で、より魅力的な商

品づくりや、展示・販売先等に関する打合せを進めているところですが、今後は、地域協力者との合同での製品作りや展示会の実施などを通して、地域との連携を更に深めていきたいと考えています。

# 青森 少年鑑別所



## 特定少年 に対する指導



※職員が少年役となって再現した写真です。

改正民法の施行によって、18歳及び19歳の者は、成年としての権利と責任を有し、積極的な社会参加が期待される立場となりました。そこで、希望する在所者に対して消費者教育や主権者教育に関する一般的な知識に触れる機会として「主権者・消費者講座」を開設いたしましたのでご紹介します。

## 主権者・消費者講座



当所では、健全な育成のための支援の一環として、ビジネス専門学校長による「職業講座」をこれまで継続的に実施してきました。「主権者・消費者講座」は、職業講座を担当していただきつついる講師が、引き続き担当してくださることになりました。

受講を希望する在所者は、年齢や社会経験がそれぞれ異なるため、講座の実施に当たっては様々な配慮が必要となります。講師は、具体的な事例を紹介しながら、在所者の特性に応じて、わかりやすく講義して下さっています。



先日の受講者は、知的な制約があり、自分が気になって

いることについて、繰り返し確認しなければ気が済まない在所者でした。法律的な内容だったこともあってか、自分が知っていた「正当防衛」という用語について、何度も何度も質問し始めました。講師の先生は、法律的な用語として解説した上で、「自分がやられて嫌だと思ふことは、相手にもしてはいけないんだよ。」と優しく諭して下さっていました。

専門性を有する講師に指導していただくことは、受講者にとって、成年としての権利や責任について考えるとても良い機会となっている様子です。

今回ご紹介した取組に限らず、これからも、様々な形で社会形成に参画する態度を育むような働き掛けを行っていきたいと考えています。

# 秋田

## 少年鑑別所



少年法等の一部を改正する法律により改正された少年法が令和4年4月1日から施行されたことに伴い、当所ではその前後において、各種対応を行いました。



### 職員に対する研修

職員に対しては、法改正の趣旨及び特定少年の保護処分概要について理解を深めることを目的に研修を行いました。新型コロナウイルス感染症予防対策として、メールを用いた研修ではありましたが、質疑応答を行った結果を研修記録にまとめ、職員全体にフィードバックを行うことができました。

## 在所少年に対する周知



本年4月1日時点で特定少年として在所が見込まれる少年に対して、特定少年としての審判の結果や内容等の周知を目的とした告知放送、面接を行いました。また、生活のしおりの差替えを行っています。少年たちは、これからの保護処分等についての説明を落ち着いた態度で聴いていました。施行の日には職員との会話で、「ラジオニュースでもやっていたね。」と述べる少年もおり、内心、高い関心を寄せていたことがうかがわれました。

## 特定少年を含む年長少年への対応

当所の特定少年を含む年長少年への主な対応としては、少年法第64条「保護処分についての特例」により、保護処分が多様化したことに伴い、審判結果通知書等の根拠文書の査閲に関する指示について特定少年分を新たに追加したほか、主に特定少年に係る婚約者等からの面会の申出を想定し、受付手続等を定めた指示を発出したことなどが挙げられます。

今後については、特定少年を含む年長少年にどのような健全育成を行うかが課題と考えています。少年鑑別所の在所期間は限られたものでありますが、成年として健全な社会生活を送れるよう健全育成に係る実施内容の充実に取り組んでいく予定です。



# 特定少年等への健全な育成のための支援

## 福島 少年鑑別所



昨年度、当所では、特定少年や成年年齢に近い16歳及び17歳の在所者(以下「特定少年等」という)に対する成年として社会生活を営む上で必要になる知識や権利義務等について理解を深めさせるための働きかけの方策を、プロジェクトチームを編成して検討しました。図書の整備や新たな講座の開設など、今年度から在所者への健全育成支援を開始したので、その概要を御紹介します。

## 図書等の整備



←お金の管理や権利、法律等、社会人として必要な知識が学べるラインナップ!

人権、お金、LGBTなど、成人として知ることが必要だと考えられる内容について書かれた図書を整備し、在所者が手に取りやすいよう、専用コーナーを設置しました。また、成人になると、社会的にも経済的にも独立した大人として扱われることとなり、それに伴う権利と責任が生じることを踏まえ、大人としての自覚を促すよう、選挙や契約、働くときのルールなどについてまとめた冊子を居室に整備し、自由に手に取ることができる環境を整備しました。



講座終了後、在所者から受講した感想や更に知りたいことについてアンケートを取っておりますが、これらの意見を活用して、新たな講座を開設したり、現在実施している講座の内容の見直しを行いたいと考えています。図書等についても定期的に更新するなど、引き続き、在所者への健全な育成のための支援の充実を図って参ります。



これまでも、防災や健康管理など、社会生活を営む上で有用と考えられる講座を行っていましたが、これらに加えて、出産や親としての責任を自覚するよう促す内容の講座や、収支に見合ったお金の使い方の講座などを新たに開設しました。また、実施に当たっては、職員による講話や視聴覚教材のみではなく、ワークシートも活用して、在所者自身が主体的に考えるような工夫をしています。

## 各種講座の開設

# 少年院の行事予定 (令和4年7月～12月)

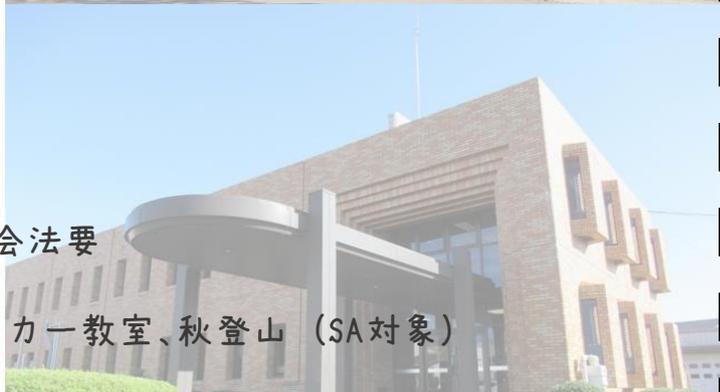
## 盛岡少年院

- 7月 プール開き
- 8月 盆法要、盆踊り、水泳記録会
- 9月 彼岸法要
- 10月 賢治祭(文化祭)
- 11月 収穫感謝祭
- 12月 BBSクリスマス会



## 東北少年院

- 7月 セタ飾り
- 8月 盆踊り
- 9月 水泳記録会、おはぎ会、彼岸会法要
- 10月 運動会
- 11月 いも煮会、ベガルタ仙台サッカー教室、秋登山 (SA対象)
- 12月 クリスマス会



## 青葉女子学園

- 7月 神社奉仕作業
- 8月 セタ祭り、盆踊り、盆法要、読書感想文発表会
- 9月 観月会
- 11月 学園祭、神社奉仕作業
- 12月 クリスマス会



※記載している行事予定は、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、中止や延期等の可能性がありますのでご了承ください。

## 編集後記

本号では、令和4年4月の少年法等の一部を改正する法律施行に伴う、各少年院・少年鑑別所における取組について紹介しました。成年年齢引き下げに伴い、少年法の仕組みや少年矯正がどのように変わったのかを少しでも御理解いただけると幸いです。罪を犯した少年の更生は地域の皆様の数々の協力の上に成り立っています。これらの取組がより一層充実したものとなるよう、今後も引き続き少年矯正への御支援、御協力をお願い申し上げます。

### 表紙写真について

表紙には、盛岡少年院の版画作品を掲載しています。毎年同院では、職業指導の一環として行っている版画指導で在院者が作成した版画作品から、版画カレンダーを制作しています。今年のカレンダーは「岩手復興の歩み2022」。本号には、岩手県釜石市にある施設「鶴住居復興スタジアム」を題材にした版画作品を掲載しました。

監修 仙台矯正管区第三部  
〒984-0825  
仙台市若林区古城3-23-1  
TEL 022-286-0178  
発行人 仙台矯正管区第三部長 上野 友靖  
発行日 令和4年7月

